

安城市
自治基本条例
を考える
市民会議



News その2

さあ次のステップへ！
その前にちよつと勉強：

季節はあつとつ間に春になり、4月から新しいスタートをきった方々も多いのではないのでしょうか。あんき会も5回を終え、次のステップが始まるうとしています。

第4回目は、市民メンバー20名、職員メンバー9名と事務局スタッフあわせて39名が参加して行われました。ファシリテーターの加藤さんの「自治って？」のタイトルでのプチプチ講座のあと、グループワーク！「安城市の市民・行政・議会できてるネ！ここまでは…」のテーマで市民メンバー・職員メンバーがそれぞれお互いのいいところや成長するためのアドバイスを出し合いました。たくさん意見が出され、白熱したグループワークとなりました。

第5回目は、年度末の忙しい時期でしたが、市民メンバー18名、職員メンバー4名と事務局スタッフあわせて31名が出席して開催されました。愛知大学法学部の入江容子先生をお迎えして初の勉強会形式の会となりました。「自治の本質を考える 自治基本条例の必要性と背景から」のタイトルでミニ講座。みなさん、真剣なまなざしで入江先生のお話しに聞き入っていました。

次のステップでは、いよいよ条例のホネ組みを話し合ったり、これまでより少し具体的な条例づくりの段階に入っていきます。今後のあんき会の動きにもご注目下さい。

あんき会

安城市の市民・行政・議会について考えよう！

発行 / 安城市自治基本条例を考える市民会議
事務局 / 安城市企画政策課
TEL(0566)76-1111 FAX(0566)76-1112
MAIL : kikaku@city.anjo.aichi.jp
HOME : http://www.city.anjo.aichi.jp/

第4回
あんき会

2008/2/27

グループにわかれて、市民・行政それぞれのいいところとアドバイスを出し合いました。議会についても話し合いながら考えてみました。その後、さらに良くするために意見を出し合い、「今日のベスト3」を決めて、発表しました！

あんき会やかわらばんへのご意見・ご感想は、メール・電話・FAXにて募集中です！
各回ごとのまとめなどが見ることができるホームページも是非ご覧下さい！
安城市トップページから各課のページ 企画政策課のページへ！

い (グループ名) 碧の風 のベスト3！

- 市民・行政・議会の (情報の)風通しを良くしよう
- 行政・市民の2極化の考えをなくそう
- 私たちのまちにもっと関心を持とう



ろ (グループ名) 井戸端サークル のベスト3！

- 議会に公聴会制度を、
そしてもっと情報公開を！
- 学校運営に市民の参加を、
教育委員の公選制
- 行政の効率的・効果的な運営。
もっと情報公開を！



は (グループ名) にこここのベスト3！

- あいさつ運動を始める)市民
- 議員を減らし責任を持たせ、
活動報告を行う)議会
- 行政職員が専門性が少ないため、
専門性を持ったプロを作るのが良い)行政
- 町内会にしわ寄せが多すぎる。
町内会自立)行政

に (グループ名) 自然大好 のベスト3！

- ありのままの市民の姿を
受け入れる(受止める)
- (市民、行政、議会)コミュニケーション
を良くする(深める)
- 各町内自治を
良くする。(まずは
あいさつをする！)



ほ (グループ名) 星の会 のベスト3！

- 地域のためになる「活動」への
支援策があるとよい
- 議会と市民との交流
「まちかど市議会」
公民館又は町内会
- 住民投票条例の制定！



第4回ひとことアンケート

グループワークの時間が十分とれて話し合いの実があった / 全員が課題に前向きになっている姿がよい / 具体的に、3者(市・市民・議会)を結びつけて考えられたことがよかったと思う / 議会について問われると意外とわかっていなかった / 少しずつ具体的になってきたので次回に期待しています / 前回のアンケートに○や のしるしをつけた作業が思わぬ気付きを得られたので個人的に今後も行いたい / 市民自治の自も知らない市民が(烏合の衆)が安城市の憲法をつることができるのでしょうか。もう少し時間が欲しい他



裏面へ続く



入江先生のお話もあるよ！

あんき会

自治って? 自治基本条例って何...? 勉強しよう!



第5回
あんき会
2008/3/26

三講座

「自治の本質を考へる
自治基本条例の
必要性と背景から」

お話し 入江 容子さん

根このお話し

「地方自治って...?」

憲法の九十二條に「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」とあり、住民自治と団体自治が地方自治の本質的な内容(本旨)といふふうに使われています。国と別の法人格をもった団体が予定されており、その団体において、そこに住んでる住民の方々が、自分たちの責任又は、創意によつてその地域の問題を治めるといふことなんでしょうね。もう一つ、地方自治についての定めがあるのが地方自治法です。地方自治体の基本となる事柄が定めてあります。

自治基本条例も条例!

「条例って...?」

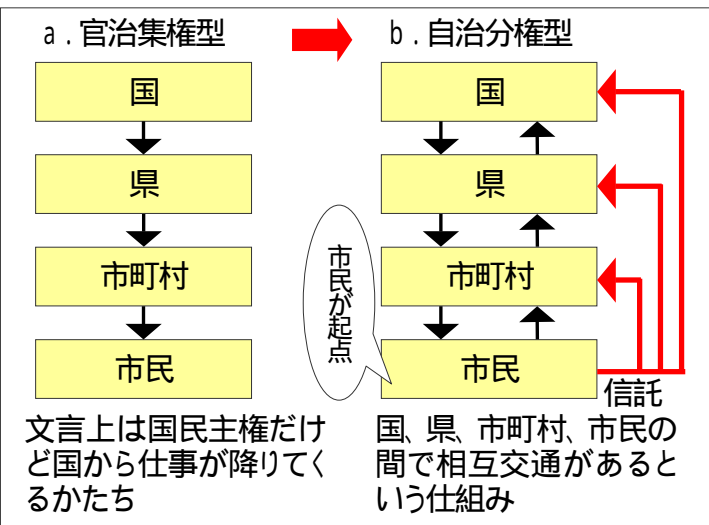
条例とは、地方公共団体の事務に関して制定される自主法です。憲法によつて、「自治立法権」自分たちの中で法律をつつてもいいんだよという権利が保障されているわけですね。条例と国の法令との関係はどうなるんだという「法令に違反しない限り」が大原則になっております。かつては法律の先占論が非常に強くありました。昨今は、緩く適応されるといふことになってきています。自治体の裁量をもつ少し認めようじゃないかといふことですね。

なぜ自治基本条例が必要?

松下圭一氏

戦後ずっと続いてきた官治集権型(図a)では、いざというときに私達の生活に係る重要なことは決まらないうえ、問題が先送りになる。ですから、自治分権型(図b)というのが望ましいのではないかと。まず市民生活に一番近い問題は、一番近い政府に解決をしよう、それが少し足りない場合には、県が、さらに県でも対応できない場合には、市民が信託をします。これを補完性の原理と言います。

この考えに基づき、さらに政府三分化論といふのを目指しておられます。一番基礎にあるのが市民活動、それから団体や企業、自治体、国、国際機構がある。英語圏で地方自治に関する学問はローカルガバメント(Local Government)と言っております。つまり、地方政府ですね。そのように(自治体)地方政府という考え方をすれば、それぞれの政府にはそれぞれに合った基本法が必要になると。自治体で言えば自治基本条例に当たるんじゃないかといふことなんでしょうね。



地方分権の流れ

ここから5年くらいの間、地方分権が非常に大きな政治のテーマになってきました。議論が盛り上がりつづけた背景、要因として:

- 中央集権型行政システムの制度疲労
- 高齢化社会の到来(日本は既に1970年に、1985年には高齢社会)
- 政治改革の一環

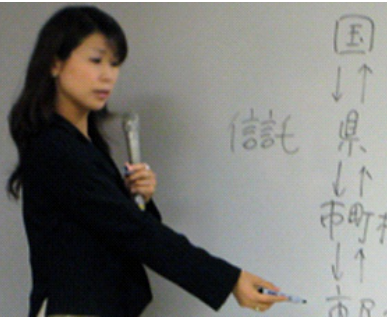
じゃあ、分権が進むとどうなるのか。少なくとも自治責任は増大する。そのときに基本となる法律があるんじゃないかと。住民による、行政と議会、住民自身の役割、これをきちんと定義し直すことがこれからの時代には求められているんじゃないかといふことです。

ガバナンスと「公共性」

ガバナンスとは、古川俊一氏、北大路信郷氏の定義によると「中央政府だけでなく地方政府、住民、企業、NPO・NGOなどが共同、対立しつつ権力を分有して、統治を行う状況をさす」と。いろんな主体が関わり合つて広い公共空間をつつていくという考え方ですね。

「公共」ってことは、よくよく考えてみると非常に曖昧な概念なんです。その時々でわりと政府が使いたいように使ってきている。

私が思う「公共」は、広く多くの方が参加をする、そして議論を、討議をし、なんかある一定の合意に至る。その作業じゃないかな。まさにこの場ですね。だから、ここで自治基本条例をこれからつくれるといふことは非常に大きな意味があると思います。



入江 容子さん
愛知大学法学部 准教授
専門：地方自治、行政学
出身地：京都市

あんき会あるき会 開催!

市民メンバーの草苅さん、小森さんの企画により、4月12日(土)あんき会あるき会が開催されました。うららかな春の陽気の中、安祥城址と古戦場めぐり。ボランティアガイドの方々の説明を聞きながら街歩きをしました。その後、自治基本条例についても意見交換!



大乗寺内の本丸跡へ

質問コーナー

- Q: 条例に上位・下位、差があるの?
A: (最高規範性をもつ)自治基本条例は、細かい条例の、概念的に言いますと、上位にくると思っていたら結構です。
- Q: 世田谷の歩行禁煙とは自治基本条例と考えていいの?
A: 路上喫煙禁止の条例になっていると思います。自治基本条例とは違うものですね。
- Q: なぜ議会・市民・行政を別々のものとして捉えるのか。初めから、皆「安城市」を動かす人達なのになあ。
A: 役割に準じて専門性をもった活動をしているので、そのような分け方をしておりますけども、もちろんもとは一個人であり住民であるというの是一緒だと思います。
- Q: 松下さんは「市民」という語句を使用しているが、「住民」という語句とはニュアンス(意味、定義)が異なるように思えますが。
A: 学問上でもわりと曖昧。ただ、市民という、運動論的な色合いが強くなります。一般に最近では住民というほうが多いかなという気がします。

なるほどカードより

地方自治は本来の国民(市民)主権であることを前提とし、市民のための基本条例を作ること/地方分権がすすめられてきた背景、要因がよく分かりました/地自治法に規定されている「自治責任」の原理原則が今の安城市に足りているのか?足りないのか?これをもっと掘りさげてみたいかと/自治基本条例とは「住民による自治体行政、議会の役割、そして住民自身の責務と権利の定義」もう一つ最後の前国立市長の話 他



第7回 あんき会
条例のホネグミについて話し合おう!
5月 8日(木)午後7時~9時 市民会館 2階視聴覚室
第8回 あんき会
5月 29日(木)午後7時~9時 市民会館 2階視聴覚室
各回とも傍聴できます!!ご希望の方はあんき会の前日(前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)までに、事務局((0566)76-1111 企画政策課企画政策係)までご連絡ください。

表面も見てね!



こちらは裏面